

答 申 書  
( 答 申 第 288 号 )  
令和元年(2019年)6月21日

---

1 審査会の結論

学校法人の補助金交付等に係る関係書類に押印された法人代表者の印影について、非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は

1 「私立学校管理運営費補助金交付要綱」に規定する補助金のうち「私立専修学校等管理運営費補助金」により補助金を交付した学校法人「北海道インターナショナルスクール」及び「北海道朝鮮学園」に対する補助金に係る以下の文書。ただし、平成29年度から30年度交付に係る分。

- (1) 上記学校法人が補助金の交付を受けるために必要な北海道に提出した「北海道補助金交付規則」及び「私立学校管理運営費補助金交付要綱」等に規定されている交付申請書、事業等実績書等及びこれらに添付しなければならないとされる必要書類等の文書すべて。
- (2) 上記補助金の交付にあたり北海道が上記学校法人の申請に対して行う、交付の決定通知、補助金額の確定通知等の「北海道補助金交付規則」等に規定されている所定の文書すべて。
- (3) 上記補助金の交付にあたり「北海道補助金交付規則」第11条による状況報告書を上記学校法人に求め又は調査を実施した場合はその内容が記された文書。
- (4) 上記(1)から(3)の事項を処理するために作成した稟議書。

2 北海道総務部法務・法人局学事課が前記1の(3)以外で、北海道朝鮮学園、北海道朝鮮初中高級学校に対する法人運営等について監査若しくは実施調査又は指導等を実施した際の内容が記載されている報告書等の文書及びこの事項を処理するために作成した稟議書（平成29年度及び30年度に係る分。）である。北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して別紙1のとおり対象公文書として特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報又は同項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分において非開示とした情報のうち、2号情報で非開示とした「法人代表者の印影」（以下「本件非開示部分」という。）について処分の取消しを求めていることから、本件非開示部分に係る処分の妥当性について判断する。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

そして、条例第10条本文は公文書を原則として開示しなければならないと規定していることに照らすと、2号情報による非開示情報にあたるといえるためには、主観的に他人に知られたくない情報であると

いうだけでは足りず、情報を開示することにより、当該法人の事業活動、事業運営、社会的評価、社会的活動の自由等が不当に損なわれるおそれが客観的に認められることが必要である。

イ 請求人は、法人が使用する代表者印は、

- ① 登記などに使う法務局に届け出た「登録印」
- ② 小切手や預貯金の払い出しに使う「銀行印」
- ③ その他の契約、請求書、領収書等に日常的に使用する「副印」

に区別することができ、その種類により認証機能が異なり、法人のリスク管理の観点からも補助金関係書類に押印しているのは「副印」であると推定するのが妥当であるため、法人の事業運営が不当に損なわれるという蓋然性が高いとまでは言えないとしている。

また、「副印」と推定されることにより、その認証機能は弱いものであり、印影の公開による偽造・悪用の可能性はあるものの利益を害される蓋然性は低く、また、偽造行為があったとしてもそれが情報公開により誘発されたためであるとは限らないとしている。

そして、前回裁決書において、開示行為による請求人の利益と法人の不利益の比較衡量を行っているが、両者の具体的内容について説明がないとしている。

ウ 実施機関は、法人代表者印の印影については、実社会においても契約等の重要な役割を果たすなど、認証的機能を有しており、法人自身が管理し、一般に公開されることを欲しない、内部管理上の事項に属する情報であるとしている。

そして、内部管理上の事項といえる法人代表者印の印影を開示することにより、偽造・悪用される可能性が生じるなど、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれる可能性があることが否定できない中で、印影を開示する行為の利益が、法人の利益を侵害する可能性を上回る利益があるとも認められないとしている。

エ 実施機関に提出する補助金関係書類の印鑑については、特にその種類は指定されておらず、申請者がその書類の性質を踏まえ、常識の範囲内で代表者としての印鑑を使用しており、そこで使用された印鑑については、法人の意思に基づかず、みだりに公開、公表されない利益を有していると考えられる。

また、法人の代表者印の印影は認証的機能を有しており、法人自身が管理し、一般に公開されることを欲しない、内部管理上の事項に属する情報であるため、これを公開することにより、偽造等の不正使用を誘発する可能性を高め、虚偽の契約書等の作成が容易となるなど、当該法人に不利益を与え、事業運営が不当に損なわれるおそれが認められる。

そして、現在のパソコン、スキャナー等による複写技術の高度化により、偽造が容易となった現状を鑑みると、開示請求によって、容易に印影を入手することが可能となることにより、強い認証機能を持った印影が偽造される可能性を高め、契約書等の偽造により相手方を誤信させ、犯罪を誘発させるなど、法人の社会的評価が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

通常、補助金関係書類に使用されている法人の代表者印は、請求書、領収書等に使用されている日常的な取引などに広く使用する印鑑とは異なるものであると推定される。

そこで、審査会として非開示とした代表者印の印影を確認したところ、外形的な形状に独自性があり、補助金関係書類の記載内容が真正なものであることを示すための認証機能が強い印鑑を使用していることが客観的にも認められ、みだりに公開、公表を予定していない印影であり、これを開示することにより法人の事業運営、社会的評価が不当に損なわれるおそれが客観的に認められるものである。

以上のことから、本件処分において2号情報に該当するとした情報は、非開示が妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成30年(2018年)12月12日	○ 諮問書の受理(諮問番号 593) ○ 実施機関から関係書類((1)諮問文、(2)審査請求書の写し、(3)公文書開示請求書の写し、(4)公文書一部開示決定通知書の写し、(5)審査請求の概要、(6)弁明書の写し、(7)反論書の写し、(8)口頭意見陳述聴取結果記録書、(9)対象公文書の写し)の提出
平成30年(2018年)12月20日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成31年(2019年)2月4日	○ 審査請求人から意見書の提出
平成31年(2019年)2月18日 (第一部会)	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成31年(2019年)4月12日 (第一部会)	○ 審議
令和元年(2019年)5月22日 (第一部会)	○ 答申案骨子審議
令和元年(2019年)6月12日 (第99回審査会)	○ 答申案審議
令和元年(2019年)6月21日	○ 答申

別紙 1

- (1) 決定書「平成 29 年度私立専修学校等管理運営費補助金の交付決定について」  
(平成 30 年 3 月 23 日付け決定学事第 1795 号)
- (2) 補助指令文 (平成 30 年 3 月 23 日付け学事第 1795 号指令)
- (3) 決定書「平成 29 年度私立専修学校等管理運営費補助金に係る額の確定について」  
(平成 30 年 4 月 26 日付け決定学事第 256 号)
- (4) 通知文「補助金の額の確定について (通知)」  
(平成 30 年 4 月 26 日付け学事第 256 号)
- (5) 決定書「平成 29 年度私立専修学校等管理運営費補助金の交付決定について」  
(平成 30 年 3 月 26 日付け決定学事第 1818 号)
- (6) 補助指令文 (平成 30 年 3 月 26 日付け学事第 1818 号指令)
- (7) 決定書「平成 29 年度私立専修学校等管理運営費補助金に係る額の確定について」  
(平成 30 年 4 月 13 日付け決定学事第 119 号)
- (8) 通知文「補助金の額の確定について (通知)」  
(平成 30 年 4 月 13 日付け学事第 119 号)
- (9) 決定書「私立各種学校指導検査結果について」  
(平成 30 年 2 月 28 日付け決定学事第 1635 号)